5.　公共サービス民間労働者の取り組み

【組織強化・拡大の取り組み】

1.　「第６次組織強化・拡大にむけた推進計画」に基づき、単組活動の活性化にむけて県本部との連携による単組計画の策定を行います。

2.　単組は、活動の活性化と組織強化・拡大のため以下に取り組みます。

　①　秋闘期・春闘期の方針を確立し、要求書作成・要求書提出・交渉実施・妥結・労働協約（書面）の締結を確実に実施し、運動サイクルの確立・定着をはかります。

　②　要求書策定にあたっては、組合員の声を集約し現場の訴えに即したものとすることを基本に、職場討議を必ず行い決定します。また、自治体準拠の単組においては、自治体で賃金や労働条件の改善が実施された場合、自治体と同様の実施を求め取り組みを進めます。

　③　交渉力＝組織力を強化するため、県本部・県本部公共民間評等が主催する会議、集会等のほか、地連で開催される本部「交渉力アップセミナー」に積極的に参加します。

　④　「公共民間評運動の手引き」を活用して、交渉力の強化や単組活動の活性化をはかります。

　⑤　過半数を組織できていない単組は、過半数組合をめざします。また、過半数以上を組織している単組は、正規、非正規問わずすべての労働者の加入をめざします。その際、ユニオン・ショップ協定が有効であることから、締結に取り組みます。

　⑥　36協定などの労使協定を結ぶ権利を確保することや組合要求の説得力を高めるため、雇用形態にかかわらず新採・未加入者すべての労働者の組合加入にむけて積極的に取り組みます。

　⑦　運動を推進する担い手の育成をはかり、持続可能な組織づくりに取り組みます。

3.　県本部・県本部公共民間評等は以下の取り組みを進めます。

　①　情報提供や共有、単組活動チェックリスト（公共民間評版）の活用などによる単組状況の把握など単組を孤立させない連携ある取り組みを進めます。

　②　単組オルグなどにより単組との接点を増やし解散や脱退を未然に防ぎます。また、過去の単組の解散・脱退事例の検証を行い、防止対策にむけた取り組みを進めます。

　③　共済県支部と連携して、公共民間単組のじちろう共済の活用を進めるとともに、組合加入促進につなげます。

　④　公共民間評が未結成の県本部は、引き続き結成にむけて取り組みます。

　⑤　未組織の公共民間労働者の組合結成を進め、自治労結集に取り組みます。

4.　公共民間評議会は以下の取り組みを進めます。

　①　春闘討論集会、秋闘地連オルグを実施し、闘争方針の確立と周知を行います。

　②　自主交流会の運動拡大と、本部・県本部と自主交流会との連携を強めます。

　③　社会福祉評議会の各部会や現業評議会、公営企業評議会、衛生医療評議会など、各評議会等と必要に応じて連携した取り組みを行います。

　④　公共民間評の活動や各地連・県本部・単組の情報などの発信のため、ニュースの定期的な発行をめざします。

　⑤　全国一般評議会との連携・交流を進め、地域労働運動の強化と地域における公共サービスの向上をめざします。

【賃金・労働条件改善の取り組み】

5.　地域公共サービス労働者の雇用安定と賃金向上、公正労働基準の確立をめざし、以下に取り組みます。

　①　単組は組合員の賃金実態を把握し、必要な賃金改善を使用者に求めます。

　②　指定管理職場・委託職場単組は、賃金改善の原資を確保するため、指定管理料・委託料の積算において、自治体職員の賃金を基本とした人件費積算を行うよう、県本部・自治体単組と連携して自治体当局に求めます。

　③　医療・社会福祉職場の処遇改善事業について、本部は、処遇改善加算の拡大や充実を求め省庁対策に取り組みます。単組は、対象者の拡大や増額、また介護職場では処遇改善加算等の着実な実施を求めます。

　④　総労働時間の縮減に取り組むとともに、適正な労働時間にむけて労働時間管理の徹底を使用者に求めます。また、36協定の点検を必ず行い、時間外労働時間数の短縮に取り組みます。とくに労基法改正（2023年４月施行）を踏まえ、中小企業（規模は業種、資本金、労働者数による）における月60時間超の時間外労働割増賃金率の引き上げが行われているかを点検・確認し、確実な引き上げを求めます。

　⑤　年次有給休暇について、年５日以上の確実な取得にむけ人員確保を含めて取り組みます。

　⑥　競争入札や指定管理者の変更、公社・事業団の統廃合などによる雇用不安に対しては、自治体の責任を追及し、雇用継続を求めます。

　⑦　定年延長については、高年齢者就業確保措置による(ア)70歳までの定年引き上げ、(イ)定年の廃止、(ウ)継続雇用制度の導入を求めます。一方、創業支援等措置（雇用によらない措置）のみの導入には反対の姿勢で臨みます。また、60歳以上であっても働きやすい職場環境を求め取り組みます。

　⑧　育児・介護休業法の改正を踏まえ、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組みます。

　⑨　国家公務員および地方公務員に、不妊治療のための休暇（有給で年５日、とくに必要な場合は５日加算）が設定されていることを踏まえて、制度化を求めます。

　⑩　安全衛生委員会が設置されていない単組は、50人未満の事業所も含め単組役員参加による委員会設置と定期開催を求めます。また、使用者の安全配慮義務を十分に認識させ、ストレスチェックをはじめとする「労働安全衛生の３管理」（健康管理・作業管理・作業環境管理）の徹底にむけた具体的な事業等の実施を求めます。

　⑪　単組は、退職金の規程整備や原資の確保、定年延長も踏まえ退職金制度の改善をはかります。

　⑫　同一労働同一賃金の実現をめざして、自治体単組と連携して、必要な予算増額分を自治体に求めます。正規職員の労働条件改悪による低位平準化や採用募集における正規から非正規への置き換え、非正規労働者の雇い止めなどを許さず、労働者に負担が転嫁されることのないよう取り組みます。

【非正規労働者の処遇改善】

6.　非正規労働者の処遇改善をめざし、以下に取り組みます。

　①　パートタイム・有期雇用労働法の施行を踏まえ、同一労働同一賃金に関する指針（厚労省）等を参考に不合理な格差の是正を進めます。

　②　育児・介護休業法の改正により、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和されたことを踏まえて、就業規則の改正を求めます。

　③　2022年10月から、健康保険・厚生年金保険の特定適用事業所の要件が、常時雇用する被保険者の人数が「501人以上」から「101人以上」となったことを踏まえ、チェック・オフを含め点検し着実な加入を求めます。また、これに伴い一方的に労働時間を短縮させるなど要件を満たさせないようにする労働条件の改悪には断固反対し撤回を求めます。

　④　一時金・退職金制度の導入を求めます。

7.　労働契約法を活用し、有期契約労働者の無期契約への転換にむけて以下の通り取り組みます。

　①　無期転換前の不合理な雇い止めを阻止するとともに、無期化前に格差を是正します。

　②　無期契約へ転換できる「通算期間５年」は法律における最低基準であることから、「通算期間３年」とするなど法律を上回る水準を求めます。

　③　取り組みにあたっては、「非正規労働者の仲間づくり」方針に基づき、不合理な格差是正と雇用安定・労働条件の改善、組合加入を一体的に進めます。

【指定管理者制度に対する取り組み】

8.　本部が作成した「指定管理者制度取り組み方針」、「指定管理者制度に対する取り組みガイドライン」および2010年総務省通知を踏まえ、県本部・単組は次の要求を基準に、自治体単組と課題を共有した上で連携して取り組みます。

　①　指定期間は10年を目標に最低７年以上を求めること。また非公募による特定指定とすること。

　②　労働条項や継続的運営の実績を付加するなど、選定基準を改善すること。

　③　人件費等の積算根拠の明確化および、指定管理料を適正に算定すること。

9.　県本部は、「指定管理者制度に対する取り組みガイドライン」を参考に取り組み方針を確立します。また、指定管理職場における課題の共有と連携強化にむけ、自治体単組と指定管理者単組による対策会議や情報交換会等を設置します。

10. 単組は、原材料費やエネルギーコスト等の高騰による必要な追加費用は、総務省通知（2022年10月）を踏まえ使用者に自治体と協議をするよう求めます。また、自治体の予算編成期にあわせて要求書を作成し、自治体単組と連携して交渉を実施します。

11. 公共民間評は、引き続き現場の課題を検証し公正労働基準や適切な指定管理費を確保するための指定管理者の選定基準の改善や、期間の定めのあり方など運用改善にむけ総務省対策に取り組みます。

12. 施設の老朽化に伴う建て替えや廃止に関する課題、統廃合やＰＦＩ・ＰＰＰなど公的サービスの産業化に対する課題等に対し警戒を強めます。とくにＰＦＩ法の改定を踏まえスポーツ施設管理職場などは自治体の動向を注視するとともに必要な取り組みを行います。

13. 指定管理者職場では、指定が取れなければ職員が退職せざるを得ないなど、労働者の雇用が不安定となっていることから、単組は、「労働契約承継法」や「事業譲渡等指針」の趣旨に基づき、労働者の雇用安定について仕様書や協定に盛り込むよう自治体単組と連携し取り組みます。

【委託料確保と公契約条例制定の取り組み】

14. 単組・県本部公共民間評等・県本部は、委託職場単組において自治体単組との連携ある取り組みが推進できるよう、「指定管理者制度取り組み方針」を参考に、対策会議を設置するなどの取り組みを進めます。

15. 単組は次の取り組みを進めます。

　①　単組は、委託契約内容を分析し、適切な人件費措置など、翌年度自治体予算編成にむけた取り組みを県本部・自治体単組と連携して実施します。

　②　単組は自治体単組、自治体議員と連携し、適切な人件費積算基準の確立や公正労働基準の遵守など、入札制度における落札者決定ルールの改善を自治体に求めます。

　　　また、公契約条例については、理念的な条例であっても制定することが重要との立場に立ち、条例制定にむけた議論を進め、連合地協などと連携した取り組みを強化します。

　③　県本部公共民間評等は県本部とともに、地方連合会、全建総連などと連携し、公契約条例の制定を求めます。